

# 『「自治と協働のむらづくり」 阿智村が全国に伝えたい地域主権論』を聴講して

柘 植 宏 一\*

岡庭村長の講演は大変刺激的でした。地域自治の実践が具体的に進められている様子やその主体である市民のエネルギーが伝わってきました。原稿を書くに当たって『協働がひらく村の未来』岡庭一雄・岡田知弘編著（自治体研究社）を拝読しましたが、読んでいて、岡庭村長の熱い思いばかりでなく、市民の情熱や息づかいさえも感じることが出来ました。まさに市民自治の胎動を感じたわけです。

講演を聞き本を読んで感じた二つのこと「地域自治とは何か」「社会教育とは何か」について書いてみます。

## 「地域自治」とは

一言で言えば地域自治とは日本における「民主主義の確立過程」と「コミュニティの再生」だと言えます。自治という言葉は「大学自治」とか「地方自治」とか「自治会」などに使われていますが国レベルで使われることは殆どありません。国レベルにおいては「国民主権」という言葉が使われますが「国民自らが治める」という意味では「国民自治」という表現も可能です。民主主義の要諦は国民主権或いは市民主権でありますが、戦後日本は制度としての民主主義はありましたが真に民主主義的な国家ではありませんでした。勿論世界のどこにも完全な民主主義国家は存在しません。民主主義国家とは「民主主義的であろうと不断に努力する国家」なのです。

戦後、経済の高度成長につれて国の税収は拡大し、その税収によって行政は事業領域を拡大してきました。私たちは右肩上がりの経済成長のおかげで税金さえ払っていれば行政が勝手にサービスを充実してくれて豊かな個人生活を満

喫できたのです。民主主義とは参画と自己決定ですが、高度成長による行政の拡大過程に於いて私たちは納税と投票という行為においてのみ行政と繋がる存在になってしまいました。いわゆる「お預け民主主義」です。「市民参画」や「協働」という概念もこうした反省の下に民主主義の再構築を目指したものですが、市民総体による参画システムがない現状では「審議会民主主義」や「行政の『言い訳』民主主義」、あるいは一行政部門を担う「補完的民主主義」の域を出ることが出来ません。地域自治或いは自治体内分権とは市民が自ら参画し自己決定するシステムです。そこでは各自が自分の意見を述べ、様々な意見を集約し、決定し、自己の責任を自覚する場となります。地域自治における経験が自治体行政へ、さらには国政への参画へと繋がっていきます。たんなる「住民」が民主主義社会の担い手である「主体性ある市民」へと変わっていく過程なのです。講演に於いて岡庭村長は行政と市民の「対等な関係」などあり得ない、市民が主であり行政が従であることが国民主権なのだといわれました。「協働」という言葉は「行政主権」から「市民主権」へと移り変わっていく過程の過渡的概念だと思います。市民参画による市民による自己決定が進めば「行政」はまさに「市民そのもの」になり、市民と行政の二元論は成立し得ないはずです。

今ひとつ地域自治に期待することはコミュニティの再生です。コミュニティとは生活現場における「支え合い」と共に「社会性の確立」の場であると思います。敢えて「再生」という言葉を用いるのは日本には嘗て確かに「コミュニティ」が存在していたと確信しているからです。

\* 美濃加茂市議会議員、岐阜県コミュニティ診断士

現在、地域自治政策或いはコミュニティ政策に於いて多く語られるのはコミュニティ・ビジネスを含め、福祉や防災・防犯などの分野における「行政だけでは出来ないサービス」の拡充についてです。NPO的活動も含めて、行政の役割と市民の役割が議論されるのはそのためです。しかし、もう一つ重要な問題として提起したいのがコミュニティが果たす教育的機能「社会性の確立」です。私たち大人は高度経済成長或いは高度情報産業化社会の進展と共に地域との関わりをして、核家族のなかで生活してきました。現在では家族の中でさえ孤立化し始めています。「モンスター・ペアレンツ」の出現に見られるように大人達の社会性の欠如も目に余るようになりました。ゲーム機器やインターネットやテレビなどの情報メディアに囲まれた複雑化した現代社会ではもはや家庭だけでは子どもを育てることが出来ません。地域コミュニティは大人が社会性を取り戻していく場としてだけでなく、子どもの教育の場としても大きな可能性を持っているのです。自然のなかで遊び、世代を超えた交流のなかで育ってきた年配記者の方々が持つている「確かによりよい価値」の伝承の場としてコミュニティに大きな期待をしています。

### 「社会教育とは」

阿智村の自治の取り組みにおいてその原動力になっているのは戦後培われた公民館における社会教育の実践活動だと思われます。

改正教育基本法については様々な議論があるので改正前の教育基本法において考えてみますが、旧教育基本法はその前文において「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」(波線は柘植による)とし、第一条、教育の目的では「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならぬ

い。」としています。つまり社会教育とは学校教育現場以外で主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動で、平和的、民主的、文化的社会の形成者としての自主的精神に満ちた心身共に健康な市民の育成であると考えることができます。社会教育はともすれば狭い意味の生涯学習として実践されてきましたが、地域自治の必要性が認識される今、阿智村における実践のように地域自治の実践過程としての学習へとその活動をシフトしていくかなければなりません。いわゆる「生涯学習」から「まちづくり学習」への転換です。地域自治は制度の整備によって実現できるわけではありません。戦後の日本民主主義が制度において保証されながら結果的には実質を獲得し得なかったことからも分かるように、「学び」こそが重要であると思います。自治体の役割は公民館を中心とする社会教育部門が各地域に於いて学びと実践の場を提供し、市民の主体的な「まちづくり学習」とその実践を支援していくことだと思います。「不断の学び」なくして民主的な社会の構築はあり得ないのです。

すこし抽象的な議論になってしましましたが具体的な方策については岡庭一雄・岡田知弘編著の『協働がひらく村の未来』を読んで頂くことが一番だと思います。講演に於いて岡庭村長が使われた「底流」という言葉は、私にとっては「人間が疎外されている現代社会」という意味に聞こえました。地域自治の推進は「人間が主体となる社会」実現への道でもあるのです。